

たかおかウェルカム移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、たかおかウェルカム移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 全国からの移住者を積極的に受入れ、人材確保及び地域経済の活性化を図るため、高岡市に移住した者が、富山県が「就活ラインとやま」（以下「マッチングサイト」という。）に掲載する富山県移住支援制度の対象となる求人を充足して定着に至った場合又は富山県が実施するとやまU I J ターン起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けた場合等に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 単身の者の場合 10万円
- (2) 2人以上の世帯の場合 20万円。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、30万円

(対象者要件)

第4条 前条第1号の場合にあっては次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までの要件のいずれかに該当する者を対象とし、同条第2号の場合にあっては、次に掲げる第1号及び第5号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までの要件のいずれかに該当する者を対象とする。ただし、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金の交付を別途受けている場合は、交付の対象としない。

- (1) 移住等に関する要件

次に掲げる①から③までの全てに該当すること。

- ① 移住元に関する要件

直前の10年間のうち通算5年以上富山県外に在住し、かつ高岡市に住民票を移す直前に連続して1年以上富山県外に在住していたこと。

- ② 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 令和6年4月1日以降に高岡市に転入したこと。

イ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

ウ 移住支援金の申請日から起算して5年以上高岡市に継続して居住する意思を有していること。

③ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 外国籍を有する者にあつては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ その他高岡市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

① 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が高岡市内に所在すること。
- イ 就業先が移住支援金の対象として、富山県がマッチングサイト掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- オ 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でない新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 起業支援金の交付決定を受けていること。
- ② 高岡市創業・事業承継支援補助金の交付決定を受けていること。
- ③ 高岡市賑わい集積開業等支援事業補助金の計画認定を受けていること。

(4) 就農に関する要件

高岡市の認定を受けた認定新規就農者又は認定農業者（以下「認定新規就農者等」という。）であること。

(5) 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 移住支援金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員（以下この号において「世帯員」という。）が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ② 世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ③ 世帯員のいずれもが、令和6年4月1日以降に転入していること。
- ④ 世帯員のいずれもが、支給申請時において転入後1年以内であること。
- ⑤ 世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 申請者は、たかおかウェルカム移住支援金交付申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、転入の事実の確認は、高岡市が住民票を確認することにより行うものとする。

(1) 移住先における就業先の就業証明書（様式第2号）

(2) 本人確認ができる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付決定をするものとする。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付を決定したときは、たかおかウェルカム移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、移住支援金の交付が適当でないと認めるときは、移住支援金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の交付決定を行った申請者に対し、移住支援金の交付を行うものとする。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、規則第17条に基づき、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（報告、検査及び指示）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し質問をし、報告を求め、若しくは立ち入り調査を求め、又は帳簿その他関係書類について検査することができる。

（返還請求）

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の移住支援金の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして高岡市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額

① 虚偽の申請等をした場合

② 移住支援金の申請日から3年未満に高岡市外の市区町村に転出した場合

③ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④ 認定新規就農者等の認定を取り消された場合

⑤ 起業支援事業等に係る交付決定及び認定を取り消された場合

(2) 半額

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に高岡市外の市区町村に転出した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に支援金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和６年９月１日から施行する。